

# ○東京都市大学情報ネットワーク運用内規

〔平成 26 年 1 月 20 日  
制 定〕

改正 平成 27 年 5 月 18 日

(趣旨)

**第 1 条** 東京都市大学情報システム利用規則第 10 条に基づき、東京都市大学情報ネットワーク(以下「情報ネットワーク」という。)の正常かつ円滑な運用を図るため、この内規を定める。

(管理の分担)

**第 2 条** 情報ネットワークの基幹を構成する部分(情報基盤センター及び管理課が設置した情報ネットワークケーブル及びネットワーク機器(以下「幹線情報ネットワーク」という。))の管理運用及びキャンパス外の接続に係わる事項の管理は、情報基盤センター及び管理課(以下「幹線情報ネットワーク責任者」という。)が行う。

2 情報ネットワークの支線を構成する部分(学部、学科、研究室、研究所等(以下「各部署」という。))が設置した情報ネットワークケーブル及びネットワーク機器(以下「支線情報ネットワーク」という。))の管理運用は、当該機器及び支線情報ネットワークを設置した各部署が行う。

(支線情報ネットワーク管理責任者)

**第 3 条** 各部署にコンピュータ等の機器又は支線情報ネットワークを設置した場合は、支線情報ネットワーク管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くこととする。

2 管理責任者は、当該情報ネットワークの管理運用業務を円滑に行い、その業務の遂行にあたっては、幹線情報ネットワーク責任者及び情報基盤センター運営会議(以下「会議」という。) 構成員と協議することとする。

(幹線情報ネットワークへの接続申請と承認)

**第 4 条** 幹線情報ネットワークに接続するコンピュータ等に IP アドレスを付与することを希望する場合は、情報基盤センター(以下「センター」という。)に申請し承認を受けることとする。

2 第 1 項の申請内容に変更が生じるときは、事前にセンターに申請し承認を受けることとする。

(幹線情報ネットワークへの接続)

**第 5 条** 利用者が設置するコンピュータ等の管理運用は、当該利用者が行うこととする。

2 利用者は、幹線情報ネットワークの著しい負荷増大が予測される利用を行う場合には、会議の承認を得なければならない。

3 利用者は、情報ネットワークにコンピュータ等を接続する際には、ウィルス対策ソフトを導入し情報ネットワークを介した攻撃への対策を施さなければならない。

4 利用者は、個人情報扱うコンピュータ等を情報ネットワークに接続する際には、ファイルの暗号化などを施し情報の流出に最大限の注意を払わなければならない。

5 利用者は、本学が情報ネットワークの正常かつ円滑な運用を妨げると判断した行為をしてはならない。

(接続の切り離し)

**第6条** センターは、幹線情報ネットワークの運用に支障をきたすと判断した場合、当該コンピュータの利用者又は管理責任者に直ちに当該コンピュータ等又は支線情報ネットワークを幹線情報ネットワークから切り離すよう指示することができる。対応がなされない場合、センターは幹線情報ネットワークからの切り離し等の処置を取ることができる。

(接続承認の取り消し)

**第7条** センターは、幹線情報ネットワークの運用に支障をきたすと判断した場合、会議の議を経て接続承認の取り消しを行うことができる。

(セキュリティの維持)

**第8条** 幹線情報ネットワーク責任者及び管理責任者は、東京都市大学情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティの維持に努めることとする。

(細則)

**第9条** 各キャンパスに関する細則は、会議の議を経て別に定めることができる。

(内規の改廃)

**第10条** この内規の改廃は、会議の議を経て所長が行う。

**付 則**(平成 27 年 5 月 18 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。